

株式売渡請求に関する事前開示事項
(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項)

2020 年 10 月 9 日
川澄化学工業株式会社

2020年10月9日

大分県佐伯市弥生大字小田1077番地
川澄化学工業株式会社
代表取締役社長 齊野 猛司

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する当社の特別支配株主である住友ベークライト株式会社（以下「住友ベークライト」といいます。）から、2020年10月8日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主（但し、住友ベークライト及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部を住友ベークライトに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨の通知を受領し、2020年10月8日開催の当社取締役会によって本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名称：住友ベークライト株式会社

住所：東京都品川区東品川二丁目5番8号

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び第3号）
住友ベークライトは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき1,700円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2020 年 10 月 30 日

(5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

住友ベークライトは、本株式売渡対価の全てを、住友ベークライトが保有する現預金によりお支払いいたします。住友ベークライトは、本日現在において、本株式売渡対価の支払いのための資金に相当する額の銀行預金を有しております。また、住友ベークライトにおいて、本株式売渡対価の支払いに影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識しておりません。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本株式売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価の交付について当社の本店所在地にて当社の指定した方法により（本株式売渡対価の交付について住友ベークライトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 1 号）

(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項

本株式売渡請求は、当社を住友ベークライトの完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、住友ベークライトが 2020 年 8 月 3 日から実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本

公開買付価格」といいます。)と同一の価格に設定されております。

当社は、2020年7月31日付で当社が公表しました「住友ベークライト株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの意見を表明するとともに、当社結論に至りました。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2019年10月25日に住友ベークライトから、完全子会社化に係る検討を開始したい旨の打診を受けたことを契機として、本公開買付価格を含む本取引における諸条件の公正性を担保すべく、2020年2月上旬、本取引に関して当社及び住友ベークライトから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)をそれぞれ選任するとともに、第三者算定機関である野村証券に対し、当社株式に係る株式価値算定書(以下「当社株式価値算定書」といいます。)の提出を依頼いたしました。なお、野村証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。

その後、2020年3月26日、住友ベークライトから、当社に対し、公開買付けを通じた完全子会社化の具体的な意向表明書が提出されました。これを受けて、当社は、本取引が当社の主要株主かつ筆頭株主による持分法適用関連会社の買収に該当し、住友ベークライトと当社又は当社の一般株主との間に構造的な利益相反が存することに鑑み、本取引の是非や取引条件の妥当性についての検討及び判断が行われる過程全般に亘ってその公正性を担保するため、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所の法的助言を受け、速やかに、住友ベークライトから独立した立場で本取引について検討・交渉等を行うための特別委員会(当該特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置する旨を2020年4月23日開催の取締役会にて決議いたしました。また、当社は、2007年4月26日付取締役会決議により、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策」を導入して以降、当社の株主の承認のもと更新し、新たな「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本買収防衛策」といいます。)の導入及びその継続を重ね、現在に至っておりますが、上記2020年4月23日開催の取締役会において、2019年3月20日、当社と住友ベークライトが締結した資本業務提携契約に基づく資本業務提携

(以下「本資本業務提携」といいます。)に係る交渉経緯やその後の住友ベークライトとの友好な関係に鑑み、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保し、住友ベークライトとの交渉の機会を確保すること等が期待できることから、本取引に係る提案は、少なくとも同日時点においては、本買収防衛策に従った手続を実施する必要性はないと判断したため、本取引に係る提案は本買収防衛策の発動に係る手続が必要となる「買付等」に該当しないものとして予め承認する旨を決議いたしました。

また、当社は、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を受け、また、フィナンシャル・アドバイザーとしての野村證券から財務的見地等に関する助言及び支援を受けてまいりました。当社は、2020年6月25日、住友ベークライトより、本公開買付価格を1,250円とする旨の本取引に係る提案を受領した後、住友ベークライトとの交渉を開始し、上記の助言等を踏まえ、住友ベークライトとの間で複数回に亘り協議・交渉を行いました。さらに、当社は、住友ベークライトとの間の本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき特別委員会に適時に報告し、また、特別委員会との間で随時方針等を協議しつつ、住友ベークライトとの協議・交渉を進めてまいりました。具体的には、当社は、住友ベークライトより、2020年6月25日に本公開買付価格に関する最初の提案(1株当たり1,250円)を受領したものの、2020年6月30日に、住友ベークライトに対して、妥当な価格に達していないとの理由で、提案内容の再検討を要請いたしました。その後、当社は、住友ベークライトより、2020年7月3日及び同月14日に本公開買付価格を1,500円前後としたい旨の提案を順次受領しましたが、いずれの提案に対しても、いまだ妥当な価格に達していないとして、提案内容の再検討を要請しました。その後、当社は、住友ベークライトより、同月21日に、本公開買付価格を1,700円とする旨の最終提案を受領し、同月22日、当社と住友ベークライトは、本公開買付価格を1,700円とすることで合意に至りました。

その後、当社は、2020年7月30日付で野村證券より当社株式価値算定書を取得し、また、特別委員会から同日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けております。本答申書の概要については、下記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

その上で、当社取締役会は、森・濱田松本法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言及び当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公

開買付価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、住友ベークライトの完全子会社となり、より一層連携を深め、当社が住友ベークライトの有する経営資源をより一層活用する等により、以下のとおり、シナジーの創出を見込むことができると認識しております。

(i) 研究開発力の強化

当社は、血管内分野（注1）及び消化器分野（注2）の拡大が当社の企業価値向上のドライバーであると考えていることから、研究開発型企業として同分野での新製品開発に注力しております。当社が住友ベークライトの完全子会社となり、両社が保有する医療機器製品の情報を従来以上に共有できるようになることによって、医療現場からの新たなニーズを把握することや医療機器製品の開発のノウハウを新たに取得することがより実現しやすくなるため、当社では、次世代医療機器の開発の促進及び効率化並びに承認取得・販売開始までの期間短縮化が可能になるものと考えております。特に、両社で重複する研究開発テーマについては、単独で取り組む場合と比べて効率的に取り組むことができると考えております。また、住友ベークライトが保有するポリマー分析・評価技術の活用、及び住友ベークライトの研究開発人員・設備・管理体制等の機能の提供を受けることにより、既存製品への技術の展開、及び技術を応用した新規開発テーマ創出の可能性が拡がり、当社の医療機器開発は一層促進されると考えております。

（注1） 血管内分野とは、開胸・開腹をせず、カテーテル等を使用し、血管の中から疾患を治療するために使用される医療機器の分野を指します。

（注2） 消化器分野とは、癌腫瘍等による胆管や大腸等の消化器の狭窄を改善するための治療に使用される医療機器の分野を指します。

(ii) 営業体制の強化

当社が住友ベークライトの完全子会社となることで、当社及び住友ベークライトが有する国内の営業拠点の相互活用が可能となると考えていることや、両社が販売する医療機器製品の重複が少なく、胆管用メタリックステント（注3）のみであることから、両社の製品ラインナップの拡充及び当社と住友ベークライトの製品のクロスセル（注4）による売上拡大が実現されると考えております。また、当社は新製品の海外展開に向けた体制強化、ステントグラフト（注5）の欧州での販売拡大等のグローバル展開の加速を重点施策として掲げているところ、住友ベークライトが有する海外の営業・マーケティング拠点を活用することでグローバル展開を一層促進することができると考えております。

（注3） 胆管用メタリックステントとは、胆管の閉塞を解除させることを目的として使用される金属でできた骨組み（ステント）を指します。

（注4） クロスセルとは、相互に、相手方の関連製品を自社の顧客に販売することを指

します。

(注5) ステントグラフトとは、金属でできた骨組み(ステント)に人工血管(グラフト)を縫い付けた医療機器を指します。

(iii) 生産活動の効率化

当社は当社の製品に係る国内外生産の一元管理を開始する等、各工場における医療機器製品の製造、物流及び在庫管理を含む生産活動の効率化を進めているところ、当社が住友ベークライトの完全子会社となり、住友ベークライトが有する生産管理システム、管理体制のノウハウを参考に当社の生産活動を改善することによって、生産活動をより一層効率化できると考えております。

(iv) 住友ベークライトの経営資源の活用

当社の持続的な企業価値向上のためには、研究開発力の強化を始めとした事業活動の強化により利益成長を図ることに加え、ガバナンス、人事制度及びシステムといった経営管理機能を維持向上させ、とりわけ、近年要請が高まっているESG(注6)やSDGs(注7)等の取り組みを強化することにより、企業の社会的責任を果たしていくことが必要だと考えておりますが、当社単独での取り組みでは、経営資源の制約を踏まえた対応を選択せざるを得ないものと考えております。当社が住友ベークライトの完全子会社となり、住友ベークライトの人材及び管理体制等の経営資源を有効に活用することにより、こうした社会的責任を果たしていくための経営管理機能の抜本的な強化が可能になるものと考えております。

(注6) ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取った、企業の長期的な成長のために必要な三つの観点のことを指します。

(注7) SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、持続可能な社会を実現するための国際社会における共通の目標を指します。

上記企業価値向上のための各種施策を実施するに際しては、相当規模の投資が必要となり、具体的には、血管内分野及び消化器分野における新製品の開発・承認取得・販売開始までのスピードを加速化させるために、当社は、2021年10月、交通アクセスの良い川崎市殿町国際戦略拠点に、開発に関連する業務及び本社機能を集約した研究開発施設を新設する予定ですが、これらの投資は、短期的には利益水準の悪化につながる可能性があり、また、中長期的に収益向上を実現できない場合には企業価値を下落させる可能性があると考えております。当社が住友ベークライトの完全子会社になることにより、こうした株主の

皆様へのリスク負担を回避しつつ、各種施策の実行や住友ベークライトの資本力を活用した更なる追加投資が可能となると考えております。さらには、監査費用等の上場維持に必要なコストの軽減も見込まれます。

以上より、本取引により住友ベークライトの完全子会社となり、住友ベークライトとのさらなる連携強化を図ることは、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであると考えております。

また、(i) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載のとおり、野村證券による当社の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果の範囲内にあること、(ii) 本公開買付価格が、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2020年7月30日の当社株式の終値805円に対して111.18%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間（2020年7月1日から同年7月30日まで）の終値単純平均値840円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して102.38%、同日までの過去3ヶ月間（2020年5月1日から2020年7月30日まで）の終値単純平均値862円に対して97.22%、同日までの過去6ヶ月間（2020年1月31日から2020年7月30日まで）の終値単純平均値930円に対して82.80%のプレミアムがそれぞれ加算されており、連結子会社又は持分法適用関連会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること（なお、当社は、2020年4月23日付で公表した「2020年3月期連結業績予想の修正に関するお知らせ」において、2020年3月期の連結業績予想を下方修正しておりますが、当該公表による株価への影響は限定的であったことから、過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間に加えて、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムを考慮することは合理的であると判断しております。）、(iii) 本公開買付価格の決定に際しては、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv) 本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社と住友ベークライトとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には野村證券による当社の株式価値に係る算定結果の内容及び特別委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること、(v) 本公開買付価格は、当社の2020年6月30日現在の簿価純資産から算出した1株当たり純資産額を下回っているものの、当社株式価値の算定にあつ

ては当社が継続企業であることを前提とすべきところ、1株当たり純資産額のみをもって本公開買付価格を判断することは妥当ではなく、また、清算のための相当な追加コストの発生等を考慮すると、必ずしも簿価純資産額がそのまま換価されるわけでもないと考えられること等を踏まえ、2020年7月31日開催の取締役会において、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2020年7月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。また、当社は、2020年7月31日開催の取締役会において、上記決議と併せて、本取引に係る提案について、本取引の交渉過程においては、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保し、住友ベークライトとの交渉の機会を確保すること等ができたことから、本買収防衛策に従った手続を実施する必要性はなく、2020年4月23日開催の取締役会において決定した、本取引に係る提案は本買収防衛策の発動に係る手続が必要となる「買付等」に該当しないものとして承認する旨の決議に変更はない旨を改めて決議いたしました。

当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2020年10月1日、住友ベークライトより、本公開買付けの結果について、当社株式15,142,598株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2020年10月7日（本公開買付けの決済の開始日）付で、住友ベークライトが所有する当社の議決権所有割合（注8）は96.31%となり、住友ベークライトは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

（注8） 議決権所有割合とは、当社が2020年7月31日に提出した「2021年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2020年6月30日現在の発行済株式総数（22,948,003株）から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（2,279,844株）を控除した株式数（20,668,159株）に係る議決権の数（206,681個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

このような経緯を経て、当社は、住友ベークライトより、2020年10月8日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)

本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受領いたしました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、(i) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであり、上記のとおり、当社は本取引により住友ベークライトの完全子会社になることが、当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(ii) 本株式売渡対価は本公開買付価格と同一の価格に設定されていること及び下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本株式売渡対価は、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意の上決定されたものと考えられること、(iii) 住友ベークライトは、本株式売渡対価の全てを、住友ベークライトの保有する現預金により支払うことを予定しているところ、住友ベークライトの本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された 2020 年 7 月 30 日時点の住友ベークライトの残高証明に係る同月 31 日付残高証明書を確認した結果、同社が本株式売渡対価の支払いのための資金に相当する額の銀行預金を有していること、加えて、住友ベークライトによれば、同日以降、本株式売渡対価の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないとのこと等から、住友ベークライトによる本株式売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(iv) 本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(vi) 特別委員会が、本株式売渡対価による本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していること等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、審議及び決議に参加した当社の取締役全員の一致で、住友ベークライトからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、当社の取締役である小林孝氏は、住友ベークライトの取締役常務執行役員を兼務しているため、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の本日開催の取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加していません。

以上のとおり、当社は、本公開買付価格と同一の価格に設定されている本株式売渡対価の総額その他の上記「2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条

の5第1項第2号)」の「(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び第3号）」についての定めは相当であると判断しております。

(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2020年7月31日現在において、当社は住友ベークライトの連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しませんでした。もっとも、2020年7月31日現在において、(i) 住友ベークライトは、当社株式を4,762,980株（所有割合（注1）：23.05%）所有することにより、当社を持分法適用関連会社としていたこと、及び、(ii) 当社の取締役1名が住友ベークライトの役員を兼任しかつ住友ベークライトの出身者であること等を考慮し、当社及び住友ベークライトは、買付け等の価格の公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施いたしました。

(注1) 所有割合とは、当社決算短信に記載された2020年6月30日現在の発行済株式総数（22,948,003株）から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（2,279,844株）を控除した株式数（20,668,159株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

また、上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」に記載のとおり、当社の取締役である小林孝氏は、住友ベークライトの取締役常務執行役員を兼務しているため、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の本日開催の取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

なお、以下の記載のうち、住友ベークライトにおいて実施した措置については、住友ベークライトから受けた説明に基づくものです。

① 住友ベークライトにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

住友ベークライトは、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するに当たり、当社及び住友ベークライトから独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して、

当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、大和証券は当社及び住友ベークライトの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所市場第二部に上場していることから市場株価法、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、住友ベークライトは2020年7月30日付で大和証券から算定書（以下「住友ベークライト算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、住友ベークライトは、大和証券から本公開買付け価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。当該住友ベークライト算定書の概要は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、住友ベークライトから提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及び住友ベークライトから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社株式の価値算定を依頼し、2020年7月30日付で野村證券より当社株式価値算定書を取得しました。当社株式価値算定書の概要は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本取引の公正性を担保することを目的として、2020年4月23日開催の取締役会において、当社社外取締役である近藤安正氏（監査等委員）及び当時当社社外取締役であった川村滋氏（元監査等委員）、並びに、社外有識者である長谷川臣介氏（当社買収防衛策独立委員会委員、公認会計士・税理士）の3名から構成される特別委員会を設置いたしました。当社取締役会は、社外有識者である長谷川臣介氏の選定に際し、長谷川臣介氏が、(i) 当社買収防衛策独立委員会委員を務めており、当社の支配に関する基本方針について知見を有すること、及び、(ii) 本取引に類似する取引類型において独立委員としての豊富な経験を有することを考慮した上で決定しております。川村滋氏は、2020年6月18日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任しておりますが、退任後も特別委員会委員としての職務を継続しております。また、特別委員会は、互選により、特別委員会の委員長として、近藤安正氏を選定しております。なお、特別委員会の委員の報酬は、本取引の

成否にかかわらず固定額を支払う報酬体系としております。

当社取締役会は、特別委員会設置の決定に際し、特別委員会に対し、(i) 本公開買付けについて当社取締役会が賛同すべきか否か、及び、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、(ii) 当社取締役会における本公開買付けについての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること、また、当社取締役会における本公開買付け後に予定されている当社の完全子会社化の決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること、また、(i) の検討に際しては、① 当社の企業価値の向上に資するかという観点から、本公開買付けが合理性を有するものといえるか検討・判断するとともに、② 当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性（本公開買付けのために講じられた公正性担保措置の内容を含む。）について検討・判断するものとする（以下これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを囑託いたしました。さらに、当社は、上記の取締役会において、取締役会における本公開買付けについての決定は、特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、特別委員会が取引条件を妥当でない判断した場合には本公開買付けに賛同しないことを決定するとともに、特別委員会に対し、(i) 当社と住友ベークライトの間での公正な交渉状況を確保するべく、当社が住友ベークライトとの間で行う交渉過程に関与すること、(ii) 本取引のために講じるべき公正性担保措置の程度を検討し、必要に応じて意見・提言すること、(iii) 本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じて、自らの財務若しくは法務等のアドバイザーを選任すること（この場合の費用は当社が負担するものとされております。）、又は当社の財務若しくは法務等のアドバイザーを指名し、若しくは承認（事後承認を含みます。）すること、及び (iv) 当社の役職員から本公開買付けの検討及び判断に必要な情報を受領することの権限を付与する旨を決定いたしました。これを受けて、特別委員会は、当社が選任したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所、フィナンシャル・アドバイザーである野村證券について、当社及び住友ベークライトからの独立性に問題がないことを確認し、それぞれ当社のアドバイザーとして承認いたしました。

特別委員会は、2020年5月20日より同年7月30日までの間に合計7回、合計約12時間に亘って開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、本取引の目的、本取引に至る経緯、当社の事業内容及び業績・財務状況及び事業計画について当社から説明を受けるとともに、これらに関する質疑応答を行い、また、住友ベークライトとの交渉の各局面においては、当社に対して意見表明や助言を行いました。さらに、特別委員会は、野村證券から、本取引の条件等についての交渉経緯及び当社の株式価値算定についての説明を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所から、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても

質疑応答を行っております。

特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2020年7月30日付で、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

(i) 答申内容

- (a) 当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議するべきであると考えている。
- (b) 当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。また、本公開買付け後に予定されている当社の完全子会社化の決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(ii) 答申理由

- (a) 以下の点より、特別委員会は、当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題に照らし、当社の企業価値の向上に資するかという観点から、本取引が合理性を有すると判断するに至った。
 - ・ 当社が過去において事業シナジーを模索するために行った資本政策の一環と位置付けられる主要株主の変遷を踏まえると、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の当社及び住友ベークライトが有している当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題についての現状認識については、特別委員会も同様の認識を有しており、いわゆる買収防衛策の発動に抵触しないものと整理する中で本取引の検討が開始されたことについて、特別委員会として異存はない。
 - ・ また、上記の事業環境及び経営課題を踏まえ、当社経営陣からは、当社と住友ベークライトは、2019年3月20日より資本業務提携契約を締結し、以降、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に抵触しない範囲で効果的な協業体制を構築すべく協議を進めてきたところ、両社が一体の事業主体として事業を行っているわけではない状況では、未発表の投資・開発計画、競合し得る製品や相互に関連しシナジーを生じ得る製品についての情報の交換に独占禁止法の観点からそれぞれ制約があり、本資本業務提携において企図して

いた低侵襲治療分野（注2）における両社の協業体制の構築を早期かつ効果的に推進することは難しいとの認識が示されている。そして、本取引が実現すれば、係る制約なく住友ベークライトとの連携強化を加速することができ、特に両社が共通して研究開発を進めている血管内分野及び消化器分野においては、①両社が保有する医療機器製品の情報を従来以上に共有できるようになることによって、医療現場からの新たなニーズを把握することや医療機器製品の開発のノウハウを新たに取得することがより実現しやすくなる結果、当社における次世代医療機器の開発の促進及び効率化並びに承認取得・販売開始までの期間短縮化が可能になり、②住友ベークライトが保有するポリマー分析・評価技術の応用、及び住友ベークライトの研究開発人員・設備・管理体制等の機能の提供を受けることにより、既存製品への技術の展開及び技術を応用した新規開発テーマ創出の可能性が拡がり、当社の医療機器の開発が一層促進されるとの認識が示されている。これらに加え、当社経営陣からは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の各シナジーの創出が可能になるとの認識を示されている。

- ・ 特別委員会としても、このような当社経営陣の説明は当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題を前提としたもので、いずれも一定の合理性があり、本取引は、係るシナジーを創出・発現するために採り得る選択肢と思われる。

（注2）可能な限り体に傷をつけずに行う、内視鏡やカテーテルを用いた治療を指します。

(b) 以下の点より、特別委員会は、当社の一般株主の利益を図る観点から、本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断するに至った。

- ・ 野村證券作成の当社株式価値算定書における算定手法である市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法は、現在の評価実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられ、また、類似会社比較法における類似会社の選定理由及びDCF法における割引率等の根拠に関する説明も合理的であって、その算定内容は現在の実務に照らして妥当なものであると考えられる。また、DCF法の算定の前提となっている当社の事業計画の作成経緯及び当社の現状に照らして、当該事業計画の採用は不合理なものではないと考えられる。当該当社株式価値算定書における当社株式の株式価値評価に照らして、本公開買付価格は、市場株価平均法の算定結果の上限値及び類似会社比較法の算定結果の中央値を超え、かつ、DCF法の算定結果の範囲内にある。
- ・ 市場株価に対する本公開買付価格のプレミアム水準は、連結子会社又は持分法

適用関連会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準に照らして高い水準と認められる。

- ・ 特別委員会は、早期から交渉方針等の説明を受けた上で、公開買付価格が当社の一般株主に不利益を与える価格とならぬよう議論を複数回に亘って行い、当該議論の結果を住友ベークライトとの交渉方針に反映し、住友ベークライトとの交渉は特別委員会において決定された当該交渉方針の下、その指示に従って行われている。そして、係る交渉を行ったことを通じて、結果として、計3回、当初提案から36%（450円）の価格の引き上げを実現している。
 - ・ ①住友ベークライトが新型コロナウイルスの感染拡大により不確実性の増している現在の状況を殊更に利用して本取引を打診したとは認め難いことや、②新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を契機とする市場株価の状況には左右されない当社の本源的価値を前提として住友ベークライトと協議・交渉するという方針の下で合意された本公開買付価格であること等を考慮すれば、新型コロナウイルスの感染拡大による一定の混乱が見受けられる現在の状況を踏まえても、この時期に本取引を行うことが不合理であるとは考えられない。
 - ・ その他本公開買付価格の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は存在しないと認められる。
 - ・ 一段階目として公開買付けを行い、二段階目として株式等売渡請求又は株式併合を行うという方法は、完全子会社化の取引においては一般的に採用されている方法であり、本取引の方法に不合理な点は認められない。
- (c) 以下の点より、特別委員会は、当社の一般株主の利益を図る観点から、本取引の手続には公正性が認められると判断するに至った。
- ・ 当社取締役会は、当社及び住友ベークライトから独立した特別委員会を設置している。
 - ・ 特別委員会が、当社や野村證券に対して、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことで住友ベークライトとの交渉は進められていた。
 - ・ 当社は当社における独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から法的助言を受けている。
 - ・ 当社は当社における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から当社株式価値算定書を取得している。
 - ・ 当社は、住友ベークライトグループ各社の役職員を兼務している当社の役職員のみならず、過去に住友ベークライトグループ各社の役職員としての地位を有していた当社の役職員が、当社と住友ベークライトとの間の本取引に係る取引条件に関する協議・交渉過程、及び本事業計画の作成過程に関与しない体制を構築している。
 - ・ 当社の取締役のうち、住友ベークライトの取締役を兼務している小林孝氏を

2020年2月6日開催の取締役会以降、本取引に関する取締役会の審議及び決議（非公式の報告等を含む。）には参加させておらず、2020年7月31日に開催予定の取締役会においても本取引に関する審議及び決議には参加させない予定であり、さらに、小林孝氏を当社の立場で、本取引に係る協議及び交渉に参加させていない。

- ・ 公開買付期間が法令に定められた最短期間（20営業日）よりも長期（40営業日）に設定されるとともに、当社は、住友ベークライトとの間で、当社が住友ベークライト以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、いわゆる間接的なマーケット・チェックが行われていると認められる。
- ・ 本公開買付けでは、マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）を達成する買付予定数の下限が設定されており、当社の少数株主の意思が重視されている。
- ・ 適切な情報開示がなされる予定である。
- ・ 本取引については強圧性の問題が生じないように配慮のうえ、スクイズアウト手続の適法性も確保されているといえる。
- ・ その他本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社が住友ベークライトより不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。

(d) 以上から、当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議するべきであると考えている。

(e) また、当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。さらに、本公開買付けが成立した後における住友ベークライトによる当社の完全子会社化は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、特別委員会の委員の選定方法、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、当社及び住友ベークライトから独立しており、当社及び住友ベークライトとの間に重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言、当社株式価値算定書の内容、特別委員会から入手した本答申書の内容、住友ベークライトとの間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、住友ベークライトによる本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」に記載のとおり、2020年7月31日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社株式について本公開買付けに応募することを推奨することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役11名のうち、小林孝氏を除く10名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当社の取締役である小林孝氏は、住友ベークライトの取締役常務執行役員を兼務しているため、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、住友ベークライトとの間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、住友ベークライトは、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である40営業日としているとのことです。住友ベークライトは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、住友ベークライト以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しているとのことです。

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) を達成する買付予定数の下限の設定

住友ベークライトは、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（9,015,900株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、本公開買付けにおいて、住友ベークライトは、買付予定数の上限を設

定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、買付予定数の下限である9,015,900株は、当社決算短信に記載された2020年6月30日現在の当社の発行済株式総数(22,948,003株)より、当社決算短信に記載された同日現在当社が所有する自己株式数(2,279,844株)を控除した株式数(20,668,159株)に係る議決権の数(206,681個)に3分の2を乗じた数(137,788個、小数点以下を切り上げ)から、住友ベークライトが2020年7月31日現在所有する当社株式数(4,762,980株)に係る議決権の数(47,629個)を控除した議決権の数(90,159個)に相当する当社株式数(9,015,900株)としているとのことです。

また、買付予定数の下限は、当社決算短信に記載された当社の発行済株式総数(22,948,003株)より、当社決算短信に記載された同日現在当社が所有する自己株式数(2,279,844株)、住友ベークライトが2020年7月31日現在所有する当社株式数(4,762,980株)を控除した株式数(15,905,179株)に係る議決権の数(159,051個)の過半数に相当する数(79,526個)に相当する当社株式数(7,952,600株、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する株式数)を上回るものとなります。

このように、住友ベークライトは、住友ベークライトと利害関係を有さない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととし、当社の株主の意思を重視した買付予定数の下限の設定を行っているとのことです。

4. 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本株式売渡対価の交付の見込みに関する事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号)

住友ベークライトは、本株式売渡対価の全てを、住友ベークライトが保有する現預金により支払うことを予定しているところ、住友ベークライトの本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された2020年7月30日時点の住友ベークライトの残高証明に係る同月31日付残高証明書を確認した結果、同社が本株式売渡対価の支払いのための資金に相当する額の銀行預金を有していること、加えて、住友ベークライトによれば、同日以降、本株式売渡対価の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないとのこと等から、住友ベークライトによる本株式売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号)

本株式売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社

による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価の交付について当社の本店所在地にて当社の指定した方法により（本株式売渡対価の交付について住友ベークライトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとされているところ、上記の本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

該当事項はありません。

以 上